

大分県報

平成三十年
号外 (三六)
三月三十日

(金曜日)

目次

規則

- 大分県行政組織規則の一部改正……………一
- 大分県事務委任規則の一部改正……………六
- 大分県が設立する地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部改正……………八

訓令 甲

- 大分県地方機関事務分掌規程の一部改正……………一
- 大分県事務決裁規程の一部改正……………一三
- 委員会等の収入及び支出に関する事務等の決裁規程の一部改正……………一四

規則

大分県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

大分県知事 広瀬勝貞

大分県規則第四十九号

大分県行政組織規則の一部を改正する規則

大分県行政組織規則(昭和三十一年大分県規則第十号)の一部を次のように改正する。
 目次中「第十七節の二及び第十七節の三 削除」を「第十七節の二 動物愛護センター(第九十四条―第九十四条の三)」に改める。

第三条第一項の表の総務部の項中「総務・経理班、企画管理班」を「総務企画班」に、「総務事務第一班」を「企画経理班、総務事務第一班」に改め、同表の企画振興部の項中

芸術文化ス ポーツ振興	芸術文化企画班、芸術 文化振興班、国際スポ
----------------	--------------------------

平成三十年三月三十日

芸術文化ス ポーツ振興 課	芸術文化企画班、芸術 文化振興班、国際スポ ーツ誘致・推進班	課 を	ラグビーワ ールドカッ プ2019 推進課	―ツ誘致・推進班 企画・広報班、受入環 境整備班、事業班
---------------------	--------------------------------------	--------	--------------------------------	------------------------------------

に、「人口統計班、社会生活統計班」を「人口・社会生活統計班」に改め、同表の福祉保健部の項中「地域保健・経理班」の下に、「地域福祉班」を加え、「国保指導班、国保広域化推進班」を「国保運営指導班」に改め、「地域生活・就労支援班、障害者スポーツ班」を削り、同表の生活環境部の項中「防災危機管理課」を「防災対策企画課」に、「企画班、危機管理班」を「防災企画班、防災対策班、防災推進班」に改め、同表の商工労働部の項中「技術振興班、エネルギー政策班」を「産業集積推進班」に改め、同表の農林水産部の項中「管理・共済班」を「管理予算班」に、「水田政策班」を「水田活用推進班」に、

「おおいたブ ランド推進 課	管理予算班、国内流通 班、海外流通班、農商 工連携班	を	「おおいたブ ランド推進 課	管理予算班、国内流通 班、海外流通班、農商 工連携班
	園芸振興課			園芸企画班、野菜班、 果樹・花き特用班

に改め、同表の土木建築部の項中「設計工事班、設備班」を「技術管理班」に改め、同条第二項の表の芸術文化スポーツ振興課の部を削り、同表の福祉保健企画課の部を次のように改める。

福祉保健企画課	保護・監査指導室	保護班、高齢・介護施設監査 班、児童施設監査班、障害施設 監査班
---------	----------	--

第三条第二項の表の医療政策課の部に次のように加える。

障害福祉課	障害者社会参加推進室	地域生活支援・芸術文化スポー ツ推進班、就労促進班
-------	------------	------------------------------

第三条第二項の表の防災危機管理課の部を次のように改める。

防災対策企画課	危機管理室	危機管理班、情報通信班
	消防保安室	消防班、保安班、防災航空隊

大分県報号外(規則)

第三条第二項の表の工業振興課の部を次のように改める。

工業振興課	新産業振興室	新産業・技術振興班、医療機器・エネルギー産業振興班
-------	--------	---------------------------

第三条第二項の表のおおいたブランド推進課の部を削る。

第四条第六項の表の危機管理監の項中「危機管理監」を「防災危機管理監」に改め、「受け、」の下に「防災及び」を加え、同表の市町村振興監の項の次に次のように加える。

主幹学芸員	芸術文化スポーツ振興課	上司の命を受け、美術品及び美術に関する資料（以下「美術品等」という。）の調査、研究その他これと関連する特定の専門的事務を処理する。
主任学芸員	芸術文化スポーツ振興課	上司の命を受け、美術品等の調査、研究その他これと関連する専門的事務を処理する。
地域福祉推進監	福祉保健企画課	上司の命を受け、地域福祉の推進に関する事務を処理する。

第四条第六項の表の社会参加推進監の項を削り、同表の防災危機対策監の項中「防災危機対策監」を「危機対策監」に、「防災危機管理課」を「危機管理室」に改め、「防災及び」を削る。

第六条中第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、第十六号を第十五号とする。

第十一条の二に次の一号を加える。

六 総務部の総務系事務に関すること

第十四条中第九号を削り、第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 美術品等の調査、研究及び活用に関すること

第十四条の次に次の一号を加える。

（ラグビードカプ）

第十四条の二 ラグビードカプ2019推進課の分掌事務

2019大分開催に関する事務をつかさどる。

第十七条中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 おんせん卓おいた観光振興条例（平成二十七年大分県条例第二十四号）の施行に

関すること

第十八条中第十五号を第二十四号とし、同条第十四号中「地域福祉推進室及び監査指導室」を「保護・監査指導室」に改め、同条第二十三号とし、同条第十三号の次に次の九号を加える。

十四 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の施行に関する事務のうち、他の課（室を含む。）の所管に属しないこと

十五 社会福祉協議会に関すること

十六 民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）の施行に関すること

十七 生活福祉資金に関すること

十八 災害救助法（昭和二十二年法律第九十八号）の施行に関すること

十九 福祉ボランティアの振興に関すること

二十 地域福祉計画に関すること

二十一 大分県福祉のまちづくり条例（平成七年大分県条例第七号）の施行に関すること（土木建築部の所掌に係る事項を除く。）

二十二 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第五号）の施行に関すること

第二十条第十九号中「がん対策基本法」の下に「（平成十八年法律第九十八号）」を加え、同条中第二十六号を第二十七号とし、第二十五号の次に次の一号を加える。

二十六 アレルギー疾患対策基本法（平成二十六年法律第九十八号）の施行に関すること

第二十条の二中第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一 国民健康保険事業の運営に関すること

第二十一条第一号中「監査指導室」を「保護・監査指導室」に改め、同条第二号中「（昭和二十六年法律第四十五号）」を削り、同条第五号中「監査指導室」を「保護・監査指導室」に改める。

第二十一条の三に次の一号を加える。

十二 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第十号）の施行に関すること

第二十一条の四第一号中「（監査指導室の所掌に係る事項を除く。）」を削り、「こと」の下に「（保護・監査指導室及び障害者社会参加推進室の所掌に係る事項を除く。）」を加え、同条第二号中「こと」の下に「（障害者社会参加推進室の所掌に係る事項を除く。）」を加え、同条第三号中「（監査指導室及び健康づくり支援課の所掌に係る事項を除く。）」

を削り、「こと」の下に「（健康づくり支援課、保護・監査指導室及び障害者社会参加推進

室の所掌に係る事項を除く。」を加え、同条中第十号及び第十一号を削り、第十二号を第十号とし、第十三号を削り、第十四号を第十一号とし、同条第十五号中「こと」の下に「(障害者社会参加推進室の所掌に係る事項を除く。)」を加え、同条第十二号とし、同条第十六号から第十八号までを三号ずつ繰り上げる。

第二十三条中第三十号を第三十一号とし、第二十三号から第二十九号までを一号ずつ繰り下げ、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三 大分県犯罪被害者等支援条例(平成二十九年大分県条例第四十号)の施行に関する
ること

第二十三条の三中第二十四号を第二十六号とし、第二十三号を第二十五号とし、第二十二号を第二十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十四 動物愛護センターに関する
こと

第二十三条の三中第二十一号を第二十二号とし、第二十号を第二十一号とし、第十九号を第二十号とし、第十八号の次に次の一号を加える。

十九 住宅宿泊事業法(平成二十九年法律第六十五号)の施行に関する
こと

第二十三条の七の見出し及び各号列記以外の部分中「防災危機管理課」を「防災対策企画課」に改め、同条中第二号を削り、同条第三号中「(防災対策室の所掌に係る事項を除く。)」を削り、同条を同条第二号とし、同条中第四号を削り、第二号の次に次の二号を加える。

三 地震防災対策特別措置法(平成七年法律第百十一号)の施行に関する
こと

四 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十四年法律第九十二号)の施行に関する
こと

第二十三条の七中第五号を削り、第六号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 自主防災組織の育成に関する
こと

第二十三条の七第七号を次のように改める。

七 防災思想の普及啓発に関する
こと

第二十三条の七中第八号及び第九号を削り、同条第十号中「防災対策室」を「危機管理室」に改め、同条を同条第八号とし、同条第十一号中「防災・危機管理」を「防災対策」に改め、同条を同条第九号とする。

第二十四条の二に次の一号を加える。

十三 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成二十年法律第三十三号)の施行に関する
こと

第二十四条の三中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十八号までを一号ず

つ繰り上げ、第十七号の次に次の一号を加える。

十八 自動車関連産業の振興に関する
こと

第二十四条の三中第十九号を次のように改める。

十九 半導体関連産業の振興に関する
こと

第二十四条の三中第二十号から第二十二号までを削り、同条第二十三号中「産業集積推進室」を「新産業振興室」に改め、同条を同条第二十号とし、同条第二十四号を第二十一号とする。

第二十七条第四号中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に改める。

第二十八条中第二十号を第二十一号とし、第十九号を第二十号とし、第十八号の次に次の一号を加える。

十九 外国人技能実習制度における地域協議会に関する
こと

第三十条第七号中「指導活動」の下に「のうち、鳥獣被害対策」を加え、「(おおいたブランド推進課、林務管理課及び林産振興室の所掌に係る事項を除く。)」を削る。

第三十一条の二第五号中「農村地域工業等」を「農村地域への産業の」に改め、同条中第二十三号を第二十四号とし、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三 米穀流通監視業務に関する
こと

第三十二条第十号中「普及活動等」を「林業普及指導活動」に改め、同条第十二号中「園芸振興室」を「園芸振興課」に改める。

第三十二条の次に次の一条を加える。

(園芸振興課の分掌事務)

第三十二条の二 園芸振興課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

一 園芸振興事業の企画調整に関する
こと

二 野菜の生産及び流通に関する
こと(おおいたブランド推進課の所掌に係る事項を除く。)

三 野菜価格安定対策に関する
こと

四 果樹の生産及び流通に関する
こと(おおいたブランド推進課の所掌に係る事項を除く。)

五 果実生産出荷安定対策に関する
こと

六 花き及び花木の生産及び流通に関する
こと(おおいたブランド推進課の所掌に係る事項を除く。)

七 茶、たばこその他特用作物の生産、加工及び流通対策に関すること（おおいたプラン
ド推進課の所掌に係る事項を除く。）

第三十五条第十一号中「のうち、森林・木材及びきのこ」を削り、「こと」の下に「地
域農業振興課及びび」を加え、「及び林産振興室」を削る。

第三十九条の二第十三号中「（平成七年大分県条例第七号）」を削る。

第四十条の二の見出し中「事務分掌」を「分掌事務」に改める。

第四十四条の七を次のように改める。

第四十四条の七 削除

第四十四条の八第四号中「半島等」を「及び半島」に改め、同条中第五号を第六号と
し、第四号の次に次の一号を加える。

五 企業等との包括連携協定に係る連絡調整に関すること

第四十四条の九を次のように改める。

第四十四条の九 削除

第四十四条の十の見出し及び各号列記以外の部分中「監査指導室」を「保護・監査指導
室」に改め、同条中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、同条第五号中「児童福祉施
設」の下に「等」を加え、同号を同条第七号とし、同条中第四号を第六号とし、第三号を第
五号とし、第二号を削り、第一号を第四号とし、同条に第一号から第三号までとして次の三
号を加える。

一 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）の施行に関すること

二 行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治三十二年法律第九十三号）の施行に関すること

三 生活保護家庭児童奨学資金に関すること

第四十四条の十二を次のように改める。

（障害者社会参加推進室の分掌事務）

第四十四条の十二 障害者社会参加推進室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

一 身体障害者福祉法の施行に関すること（障害福祉課及び保護・監査指導室の所掌に係
る事項を除く。）

二 知的障害者福祉法の施行に関すること（障害福祉課及び保護・監査指導室の所掌に係
る事項を除く。）

三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関すること
（健康づくり支援課、障害福祉課及び保護・監査指導室の所掌に係る事項を除く。）

四 国等による障害者就業施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成二十四
年法律第五十号）の施行に関すること

五 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）の
施行に関すること

六 障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例（平成二十八年大分県
条例第十五号）の施行に関すること

七 障害者の雇用の促進等に関する法律の施行に関すること（雇用労働政策課の所掌に係
る事項を除く。）

八 特別障害者手当等の支給に関すること（障害福祉課及び保護・監査指導室の所掌に係
る事項を除く。）

第四十四条の十四の見出し及び各号列記以外の部分中「防災対策室」を「危機管理室」に
改め、同条中第一号から第五号までを次のように改める。

一 危機管理に関すること（他の課（所及び室を含む。）の所管に属するものを除く。）

二 防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第一百一号）に関す
ること

三 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百
十二号）の施行に関すること

四 自衛官の募集に関すること

五 大分県危機管理委員会に関すること

第四十四条の十四第七号中「防災対策」を「危機管理」に改め、同号を同条第八号とし、
同条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 米軍による日出生台演習場での訓練に関すること

第四十四条の十六の見出し及び各号列記以外の部分中「産業集積推進室」を「新産業振興
室」に改め、同条第一号中「産業集積」を「新産業振興」に改め、同条第四号中「産業集積
の推進」を「新産業の振興」に改め、同号を同条第十三号とし、同条中第三号を第十二号と
し、第二号を第十一号とし、第一号の次に次の九号を加える。

二 医療機器産業の振興に関すること

三 エネルギー産業の振興に関すること（他課及び室の所掌に係る事項を除く。）

四 ドローン産業の振興に関すること

五 中小企業の技術の高度化に関すること

六 知的財産の創造及び活用の促進に関すること

七 科学技術及び発明の振興に関すること

八 計量に関すること

九 産業科学技術センターに関すること

十 電磁力応用技術の開発及び普及に関すること
第四十四条の十八を次のように改める。

第四十四条の十八 削除

第四十四条の二十第三号を削る。

第四十七条中第三十二号を第三十三号とし、第十九号から第三十一号までを一号ずつ繰り下げ、第十八号の次に次の一号を加える。

十九 動物愛護センター

第五十五条第四項中「水利整備班」を「水利整備第一班、水利整備第二班」に改める。

第三章中第十七節の二及び第十七節の三を削る。

第三章中第十七節の次に次の一節を加える。

第十七節の二 動物愛護センター

(業務)

第九十四条 動物愛護センターは、動物の愛護及び管理並びに狂犬病予防に関する業務を行う。

(名称及び位置)

第九十四条の二 動物愛護センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
大分県動物愛護センター	大分市
(内部組織)	

第九十四条の三 動物愛護センターに愛護企画課及び愛護管理課を置く。

第百八十六条の表の別府土木事務所の部の企画調査課の項を次のように改める。

企画調査課	企画調査班
-------	-------

第百八十六条の表の大分土木事務所の部の企画調査課の項を次のように改める。

企画調査課	企画調査班
-------	-------

第百八十六条の表の大分土木事務所の部の道路課の項を次のように改める。

道路保全課	保全第一班、保全第二班
-------	-------------

第百八十六条の表の大分土木事務所の部の道路保全課の項の次に次のように加える。

道路建設課	改良第一班、改良第二班、都市計画班
-------	-------------------

第百八十六条の表の大分土木事務所の部の建築住宅課の項中「建築住宅第一班、建築住宅第二班」に改め、同部の大分港振興室の項を次のように改める。

大分港振興室	大分港振興班
--------	--------

第百八十六条の表の佐伯土木事務所の部の企画調査課の項を次のように改める。

企画調査課	企画調査班
-------	-------

第百八十六条の表の豊後大野土木事務所の部の総務課の項中「庶務班、工事経理班」を「総務班、用地班」に改め、同部の企画調査課の項中「企画調査担当」を「企画調査班」に改め、同部の用地課の項を削り、同表の日田土木事務所の部の企画調査課の項中「企画調査担当」を「企画調査班」に改め、同部の建設課の項中「河川砂防班」を「河川砂防第一班、河川砂防第二班」に改め、同表の中津土木事務所の部の企画調査課の項を次のように改める。

企画調査課	企画調査班
-------	-------

第百八十六条の表の中津土木事務所の部の中津日田道路建設室の項を次のように改める。

中津日田道路建設室	中津日田道路建設班
-----------	-----------

別表の総務部の部の県政情報課法務室の款の大分県公益認定等審査会の項中「第百三十三条第二項、」を「第百三十三条」に改め、「公益法人への移行の認定の申請に対する処分等に係る」を削り、同表の企画振興部の部の政策企画課の款の大分県地方独立行政法人評価委員会の項を次のように改める。

大分県地方独立行政法人評価委員会	一 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号。以下この項中「法」という。）第十一條第二項各号に掲げる事務に関する事 二 法第十一條第三項の規定により意見の内容を公表すること
------------------	---

別表の福祉保健部の部の国保医療課の款の大分県国民健康保険運営協議会の項を次のように改める。

大分県国民健康保険運営協議会	国民健康保険法第十一條第一項の規定による国民健康保険事業の運営に関する事項の審議に關すること
----------------	--

別表の生活環境部の部の防災危機管理課の款を次のように改める。

防災対策企画課	大分県防災会議	災害対策基本法第十四条第二項に規定する県地域防災計画の作成及びその実施の推進、災害時における関係機関相互間の連絡調整等に関する事
---------	---------	--

別表の生活環境部の部の防災対策企画課の款の次に次のように加える。

防災対策企画課危機管理室	大分県国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第三十七条の規定による国民の保護のための措置に関する重要事項の審議並びに大分県国民保護計画の作成及び変更の答申に関する事
--------------	------------	--

別表の生活環境部の部の防災危機管理課消防保安室の款中「防災危機管理課消防保安室」を「防災対策企画課消防保安室」に改める。

別表の農林水産部の部の団体指導・金融課の款を削る。

別表の土木建築部の部の建築住宅課の款の大分県宅地建物取引業審議会の項を削る。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第十七節の次に一節を加える改正規定は、平成三十年十二月一日から施行する。

大分県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

大分県知事 広瀬 貞

大分県規則第五十号

大分県事務委任規則の一部を改正する規則

大分県事務委任規則（昭和四十三年大分県規則第六十号）の一部を次のように改正する。別表第三の振興局の長の部中四の項を削り、五の項を四の項とし、六の項を五の項とし、七の項を六の項とし、同部の八の項中「主要農作物種子法（昭和二十七年法律第三百一十一号。以下この項中「法」という。）を「主要農作物種子の採種事業」に改め、「この項中

大分県指定種子生産ほ場審査規則（昭和二十九年大分県規則第九十号）を「規則」という。」を削り、同項第一号中「法第四条第四項の規定に基づき、」を削り、同項第二号中「法第五条の規定に基づき、ほ場審査証明書又は」を削り、同項第三号中「法第六条の規定

に基づき、」を削り、同項第四号中「規則第三条第一項の規定に基づき、」を削り、同項を同部の七の項とし、同部中九の項から二十四の項までを一項ずつ繰り上げ、同部の二十五の項中「大分県営土地改良事業分担金徴収条例」を「大分県営土地改良事業分担金等徴収条例」に、「大分県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則」を「大分県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則」に改め、同項第十四号中「第百十三條の二第一項」を「第百十三條の三第一項」に改め、同項第十五号中「第百十三條の三」を「第百十三條の四」に改め、同項に次の一号を加える。

三十二 分担金条例第六条及び分担金規則第五条の規定に基づき、県営土地改良事業の特
別徴収金の徴収額を定め、特別徴収金納入義務者に通知すること。

別表第三の振興局の長の部中二十五の項を二十四の項とし、二十六の項から三十九の項までを一項ずつ繰り上げ、同表の保健所の長の部の一の款の一の項中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号から第三十四号までを一項ずつ繰り上げ、第三十三号の次に次の一号を加える。

三十四 施行規則第九条の十五の二の規定に基づき、病院の入院患者の病状が急変した場合においても当該病院の医師が速やかに診療を行う体制が確保されていることを認めること。

別表第三の保健所の長の部の一の款の二十九の項中「この項中廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」を「この項中廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）を「施行令」、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」に改め、同項中第二十六号を第二十八号とし、第二十五号を第二十六号とし、同部の次に次の一号を加える。

二十七 施行令第十六條の四の規定に基づき、有害使用済機器の保管、処分又は再生の事業に係る全部又は一部の廃止の届出を受理すること。

別表第三の保健所の長の部の一の款の二十九の項第二十四号中「又は処分を行った者」を「若しくは処分を行った者又は有害使用済機器の保管若しくは処分を行った者」に改め、同号を同項第二十五号とし、同項第二十三号中「事業者等」の下に「又は有害使用済機器の保管若しくは処分を業として行う者」を、「方法」の下に「又は有害使用済機器の保管若しくは処分の方法」を加え、同号を同項第二十四号とし、同項第二十二号中「建物又は」を「建物、」に改め、「場所」の下に「又は有害使用済機器の保管若しくは処分の場所」を加え、「維持管理又は」を「維持管理、」に、「又は処分」を「若しくは処分又は有害使用済機器の保管若しくは処分」に改め、同号を同項第二十三号とし、同項中第二十一号を第二十二号とし、第二十号の次に次の一号を加える。

二十一 法第十七条の二第一項の規定に基づき、有害使用済機器の保管又は処分を業として行おうとする者の届出を受理すること。

別表第三の保健所の長の部の一の款の二十九の項に次の一号を加える。

二十九 施行規則第八条の三十八の規定に基づき、電子情報処理組織使用事業者から講ずべき措置についての報告書を受理すること。

別表第三の保健所の長の部の一の款の四十の項中第十号を第十四号とし、第七号から第九号までを四号ずつ繰り下げ、同項第六号中「営業の停止」を「旅館業の停止」に改め、同号を同項第十号とし、同項第五号中「第七条の二」を「第七条の二第一項」に、「営業の」を「旅館業の」に改め、同号を同項第七号とし、同号の次に次の二号を加える。

八 法第七条の二第二項の規定に基づき、営業者に対し、公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な措置をとるべきことを命ずること。

九 法第七条の二第三項の規定に基づき、旅館業を営む者に対し、旅館業の停止その他公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な措置をとるべきことを命ずること。

別表第三の保健所の長の部の一の款の四十の項第四号中「営業の」を「旅館業の」に、「検査させる」を「検査させ、若しくは質問させる」に改め、同号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 法第七条第二項の規定に基づき、旅館業を営む者等から報告を求め、又は当該職員に旅館業の施設に立ち入り、構造設備等を検査させ、若しくは質問させること。

別表第三の保健所の長の部の一の款の四十の項第三号の次に次の一号を加える。

四 法第六条第一項の規定に基づき、営業者に対し、宿泊者名簿を提出するよう要求すること。

別表第三の保健所の長の部の一の款の四十九の項中「第九号」を「第十三号」に、「及び第十一号」を「第十五号及び第十六号」に改め、同項第一号中「及びばい煙発生施設の」を「使用及び」に改め、同項第三号中「規定」の下に「(法第十八条の三十一第一項において準用する場合を含む。)」を、「ばい煙発生施設」の下に「又は水銀排出施設」を加え、同項第四号中「規定」の下に「(法第十八条の三十一第二項において準用する場合を含む。)」を、「ばい煙発生施設」の下に「又は水銀排出施設」を加え、同項第九号中「第十八条の十八」を「第十八号の十九」に改め、同項第十一号中「第六条第一項」の下に「第七条第一項」を加え、同号を同項第十五号とし、同項第十号中「第二十六条」を「第二十六条第一項」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第九号の次に次の四号を加える。

十 法第十八条の二十三第一項、第十八条の二十四第一項又は第十八条の二十五第一項の規定に基づき水銀排出施設の設置、使用及び構造等の変更の届出を受理すること。

十一 法第十八条の二十六の規定に基づき、水銀排出施設の設置等の届出をした者に対し、水銀排出施設の構造等に関する計画の変更又は設置に関する計画の廃止を命ずること。

十二 法第十八条の二十九第一項の規定に基づき、水銀排出者に対し、水銀排出施設の構造等の改善又は水銀排出施設の使用の一時停止その他水銀等の大気中への排出を減少させる措置をとるべきことを勧告すること。

十三 法第十八条の二十九第二項の規定に基づき、前号の勧告を受けた者がその勧告に従わないときに、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

別表第三の保健所の長の部の一の款の四十九の項に次の一号を加える。

十六 施行規則第十条の六の規定に基づき、法第十八条の二十三第一項、第十八条の二十四第一項又は第十八条の二十五第一項の届出をした者に受理書を交付すること。

別表第三のことも・女性相談支援センター長の部の三の款の一の項第三十一号中「第三十六条の四十二第一項」の下に「又は第二項」を加え、同表の食肉衛生検査所長の部に次のように加える。

四 輸食肉認定制度に関する事務

- 一 事業者から申請又は変更等の届出を受理すること。
- 二 食肉衛生証明書の発行等に関する事務を行うこと。
- 三 不正防止に関する事務を行うこと。
- 四 認定施設が行う衛生管理手順等の検証に関する事務を行うこと。

別表第三の土木事務所の長の部の十五の項中「昭和四十三年法律第百号」の下に「。以下の項中「法」という。」を加え、同項第六号及び第七号中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同部の十七の項を削り、同部の十八の項第三号中「承認」を「認定」に改め、同項第五号中「第十二条第三項及び第四項」を「第十二条第五項から第七項まで」に改め、「報告」の下に「若しくは帳簿その他の物件の提出」を加え、同項第八号中「第八十五条第三項」を「第八十五条第四項」に改め、同項第九号中「第八十五条第四項」を「第八十五条第五項」に改め、同項を同部の十七の項とし、同部中十九の項から二十七の項までを一項ずつ繰り上げ、同部の二十八の項第一号中「(事業費八千万円未満のものに限る。)」を削り、同項第二号中「(延面積一万平方メートル未満の施設に限る。)」を削り、同項を同部の二十七の項とし、同部の二十九の項から三十五の項までを一項ずつ繰り上げる。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、別表第三の保健所の長の部の一の款の四十の項の改正規定は、平成三十年六月十五日から施行する。

大分県が設立する地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第五十一号

大分県が設立する地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

大分県が設立する地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則

大分県が設立する地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成十八年大分県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の二条を加える。

（監査報告の作成）

第一条の二 法第十三条第四項の規則で定める事項については、この条の定めるところによる。

2 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。以下この条において同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

一 法人の役員及び職員

二 前号に掲げる者のほか、監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

4 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、法人の他の監事との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

5 監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 監事の監査の方法及びその内容

二 法人の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

三 法人の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

四 法人の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

五 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
六 監査報告を作成した日
（監事の調査の対象となる書類）

第一条の三 法第十三条第六項第二号の規則で定める書類は、次のとおりとする。

一 第十三条の規定により、法人が知事に提出する申請書及びその添付書類

二 第十四条の規定により、法人が知事に提出する計算書及びその添付書類
第六条及び第七条を次のように改める。

第六条 削除

（業務実績等報告書）

第七条 法第二十八条第二項の報告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。

事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績における業務の実績及び当該年度の業績及び当該年度の当該指標の数値

当該事業年度における業務運営の状況

当該項目が法第二十五条第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について法人が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。

一 当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績における業務の実績及び当該年度の業績及び当該年度の当該指標の数値

当該事業年度における業務運営の状況

当該項目が法第二十五条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について法人が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。

一 当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績における業務の実績及び当該年度の業績及び当該年度の当該指標の数値

当該事業年度における業務運営の状況

当該項目が法第二十五条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について法人が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。

一 当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績における業務の実績及び当該年度の業績及び当該年度の当該指標の数値

当該事業年度における業務運営の状況

当該項目が法第二十五条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について法人が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。

一 当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績における業務の実績及び当該年度の業績及び当該年度の当該指標の数値

当該事業年度における業務運営の状況

当該項目が法第二十五条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について法人が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。

一 当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績における業務の実績及び当該年度の業績及び当該年度の当該指標の数値

当該事業年度における業務運営の状況

当該項目が法第二十五条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について法人が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。

一 当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績における業務の実績及び当該年度の業績及び当該年度の当該指標の数値

当該事業年度における業務運営の状況

当該項目が法第二十五条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について法人が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。

一 当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績における業務の実績及び当該年度の業績及び当該年度の当該指標の数値

当該事業年度における業務運営の状況

当該項目が法第二十五条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について法人が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。

一 当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績における業務の実績及び当該年度の業績及び当該年度の当該指標の数値

中期目標の期間の	中期計画に定めた	一 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が法第二
		<p>一 当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績における業務の実績及び当該年度の業績及び当該年度の当該指標の数値</p> <p>二 当該事業年度における業務運営の状況</p> <p>三 当該項目が法第二十五条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について法人が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>イ 評定及び当該評定を付した理由</p> <p>ロ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策</p> <p>ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況</p>

<p>終了時に見込まれる中期目標における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書</p>	<p>項目</p>	<p>五条第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>イ 中期目標及び中期計画の実施状況</p> <p>ロ 当該期間における業務運営の状況</p> <p>ハ 当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値</p> <p>ニ 当該期間における毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報</p> <p>二 当該項目が法第二十五条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について法人が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>イ 評定及び当該評定を付した理由</p> <p>ロ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方針</p> <p>ハ 過去の報告書に記載された改善方針のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況</p>
<p>中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書</p>	<p>中期計画に定めた項目</p>	<p>一 中期目標の期間における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が法第二十五条第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>イ 中期目標及び中期計画の実施状況</p> <p>ロ 当該期間における業務運営の状況</p> <p>ハ 当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値</p> <p>ニ 当該期間における毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報</p> <p>二 当該項目が法第二十五条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について法人が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>イ 評定及び当該評定を付した理由</p> <p>ロ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方針</p> <p>ハ 過去の報告書に記載された改善方針のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況</p>
<p>第八条を削り、第九条を第八条とし、第十条を第九条とし、同条の次に次の一条を加える。</p> <p>(事業報告書の作成)</p> <p>第十条 法第三十四条第二項の規則で定める事項については、この条の定めるところによる。</p> <p>2 事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 法人に関する基礎的な情報</p> <p>イ 目的、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、組織図その他の法人の概要</p> <p>ロ 事務所(従たる事務所を含む。)(所在地)</p> <p>ハ 資本金の額及び出資者ごとの出資額(前事業年度末からのそれぞれの増減を含む。)</p> <p>ニ 役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴</p> <p>ホ 常勤職員の数(前事業年度末からの増減を含む。)(及び平均年齢並びに法人への出向者の数)</p> <p>二 財務諸表の要約</p> <p>三 財務情報</p> <p>イ 財務諸表に記載された事項の概要</p> <p>ロ 重要な施設等の整備等の状況</p> <p>ハ 予算及び決算の概要</p> <p>ニ 経費の削減及び効率化に関する目標及びその達成状況</p> <p>四 事業に関する説明</p> <p>イ 財源の内訳</p> <p>ロ 財務情報及び業務の実績に基づく説明</p> <p>3 前項の事業報告書には、法第二十七条第一項に規定する年度計画に記載されたセグメント(法人を構成する一定の単位をいう。)(ごとの予算に関する見積りと当該予算の執行実績を明らかにした資料を添付するものとする。</p> <p>第十一条中「第三十四条第四項」を「第三十四条第三項」に改め、同条の次に次の一条を加える。</p> <p>(会計監査報告の作成)</p> <p>第十一条の二 法第三十五条第一項の規則で定める事項については、この条の定めるところによる。</p> <p>2 会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者ごとの意思疎通を図り、情</p>		

報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

一 法人の役員（監事を除く。）及び職員
二 前号に掲げる者のほか、会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3 会計監査人は、法第三十四条第一項に規定する財務諸表並びに同条第二項に規定する事業報告書及び決算報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。

一 会計監査人の監査の方法及びその内容
二 財務諸表（利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。以下この号及び次項において同じ。）が法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のイからハ

までに掲げる意見の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項
イ 無限定適正意見 監査の対象となつた財務諸表が地方独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨

ロ 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となつた財務諸表が除外事項を除き地方独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨及び除外事項

ハ 不適正意見 監査の対象となつた財務諸表が不適正である旨及びその理由
三 前号の意見がないときは、その旨及びその理由
四 追記情報

五 前各号に掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に関して必要な報告
六 会計監査報告を作成した日

4 前項第四号に規定する追記情報とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付する必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。

一 正当な理由による会計方針の変更

二 重要な偶発事象
三 重要な後発事象
第十四条中「第四十条第六項」を「第四十条第五項」に改める。
第十六条の次に次の一条を加える。

（内部組織等）

第十六条の二 法第五十六条の二第一号の法人の内部組織として規則で定めるものは、現に存する法人の長の直近下位の内部組織として知事が定めるもの（次項において「現内部組織」という。）であつて再就職者（離職後二年を経過した者を除く。次項において同じ。）が離職前五年間に在職していたものとする。

2 直近七年間に存し、又は存していた法人の長の直近下位の内部組織（平成三十年四月一日以後のものに限る。）として知事が定めるものであつて再就職者が離職前五年間に在職していたものが行つていた業務を現内部組織（当該内部組織が現内部組織である場合にあっては他の現内部組織）が行つている場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前五年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。

3 法第五十六条の二第二号の管理又は監督の地位として規則で定めるものは、職員の退職管理に関する規則（平成二十八年大分県人事委員会規則第十五号）第二十四条第一項各号に掲げるものに相当するものとして知事が定めるものとする。

第十八条の次に次の一条を加える。

（業務実績等報告書）

第十八条の二 公立大学法人は、法第七十八条の二第二項に規定する報告書には、当該報告書が次の各号に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める項目ごとに自ら評価を行つた結果を記載しなければならない。

一 事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行つた結果を明らかにした報告書 当該事業年度に係る年度計画に定めた項目
二 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行つた結果を明らかにした報告書 中期計画に定めた項目

第二十條第一項中「第二十一條」を「第二十六條」に改め、同項第二号中「第二十三條第三項第一号から第八号まで」を「第二十八條第三項第一号から第八号まで」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

訓令 甲

大分県訓令甲第一号

本 府 地方 機関

大分県地方機関事務分掌規程(昭和三十一年大分県訓令第五号)の一部を次のように改正する。

平成三十年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第一条の二第二項の表の総務部の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第二十四号までを一号ずつ繰り上げ、同表の地域振興部の項の第十八号中「商工会、」を「商工会及び」に改め、「及び小規模事業経営支援事業費補助金」を削り、同項中第二十五号を削り、第二十六号を第二十五号とし、第二十七号から第三十号までを一号ずつ繰り上げ、同表の農山漁村振興部の項の第八号中「農村地域工業等」を「農村地域への産業の」に改め、同項中第二十三号を削り、同項の第二十四号中「経営所得安定対策」の下に「等」を加え、同号を同項の第二十三号とし、同項中第二十五号から第二十八号までを一号ずつ繰り上げ、第二十七号の次に次の一号を加える。

二十八 米穀流通監視業務に関すること

第一条の二第二項の表の総務部の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第二十二号までを一号ずつ繰り上げ、同表の地域振興部の項の第十八号中「商工会、」を「商工会及び」に改め、「及び小規模事業経営支援事業費補助金」を削り、同項中第二十五号を削り、第二十六号を第二十五号とし、第二十七号から第三十号までを一号ずつ繰り上げ、同表の農山漁村振興部の項の第八号中「農村地域工業等」を「農村地域への産業の」に改め、同項中第二十三号を削り、同項の第二十四号中「経営所得安定対策」の下に「等」を加え、同号を同項の第二十三号とし、同項中第二十五号から第二十八号までを一号ずつ繰り上げ、第二十七号の次に次の一号を加える。

二十八 米穀流通監視業務に関すること

第一条の二第三項の表の総務部の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第二十四号までを一号ずつ繰り上げ、同表の地域振興部の項の第十七号中「商工会、」を「商工会及び」に改め、「及び小規模事業経営支援事業費補助金」を削り、同項中第二十四号を削り、第二十五号を第二十四号とし、第二十六号から第二十九号までを一号ずつ繰り上げ、

同表の農山漁村振興部の項の第八号中「農村地域工業等」を「農村地域への産業の」に改め、同項中第二十三号を削り、同項の第二十四号中「経営所得安定対策」の下に「等」を加え、同号を同項の第二十三号とし、同項中第二十五号から第二十八号までを一号ずつ繰り上げ、第二十七号の次に次の一号を加える。

二十八 米穀流通監視業務に関すること

第一条の二第四項の表の総務部の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第二十四号までを一号ずつ繰り上げ、同表の地域振興部の項の第十七号中「商工会、」を「商工会及び」に改め、「及び小規模事業経営支援事業費補助金」を削り、同項中第二十四号を削り、第二十五号を第二十四号とし、第二十六号から第二十九号までを一号ずつ繰り上げ、同表の農山漁村振興部の項の第八号中「農村地域工業等」を「農村地域への産業の」に改め、同項中第二十三号を削り、同項の第二十四号中「経営所得安定対策」の下に「等」を加え、同号を同項の第二十三号とし、同項中第二十五号から第二十八号までを一号ずつ繰り上げ、第二十七号の次に次の一号を加える。

二十八 米穀流通監視業務に関すること

第一条の二第五項の表の総務部の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第二十四号までを一号ずつ繰り上げ、同表の地域振興部の項の第十八号中「商工会、」を「商工会及び」に改め、「及び小規模事業経営支援事業費補助金」を削り、同項中第二十五号を削り、第二十六号を第二十五号とし、第二十七号から第三十号までを一号ずつ繰り上げ、同表の農山漁村振興部の項の第八号中「農村地域工業等」を「農村地域への産業の」に改め、同項中第二十三号を削り、同項の第二十四号中「経営所得安定対策」の下に「等」を加え、同号を同項の第二十三号とし、同項中第二十五号から第二十八号までを一号ずつ繰り上げ、第二十七号の次に次の一号を加える。

二十八 米穀流通監視業務に関すること

第一条の二第六項の表の総務部の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第二十四号までを一号ずつ繰り上げ、同表の地域振興部の項の第十七号中「商工会、」を「商工会及び」に改め、「及び小規模事業経営支援事業費補助金」を削り、同項中第二十四号を削り、第二十五号を第二十四号とし、第二十六号から第二十九号までを一号ずつ繰り上げ、同表の農山漁村振興部の項の第八号中「農村地域工業等」を「農村地域への産業の」に改め、同項中第二十三号を削り、同項の第二十四号中「経営所得安定対策」の下に「等」を加え、同号を同項の第二十三号とし、同項中第二十五号から第二十八号までを一号ずつ繰り上げ、第二十七号の次に次の一号を加える。

二十八 米穀流通監視業務に関すること

平成三十年三月三十日

大分県報号外(訓令甲)

第五条第一項の表の健康安全企画課の項中第三十七号を第三十八号とし、第三十六号の次に次の一号を加える。

三十七 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）の施行に関する事
第五条第一項の表の地域保健課の項に次の一号を加える。

十九 国民健康保険法の施行に関する事（健康安全企画課の所掌に係る事項を除く。）
第五条第一項の表の地域福祉室の項の第二十一号中「昭和二十五年法律第四百四十四号」の下に「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）」を加え、同条第二項の表の健康安全企画課の項中第五十号を第五十一号とし、第四十九号の次に次の一号を加える。

五十 国民健康保険法の施行に関する事
第五条第二項の表の地域保健課の項に次の一号を加える。

十九 国民健康保険法の施行に関する事（健康安全企画課の所掌に係る事項を除く。）
第五条第三項の表の健康安全企画課の項中第五十号を第五十一号とし、第四十九号の次に次の一号を加える。

五十 国民健康保険法の施行に関する事
第五条第三項の表の地域保健課の項に次の一号を加える。

十九 国民健康保険法の施行に関する事（健康安全企画課の所掌に係る事項を除く。）
第五条第四項の表の健康安全企画課の項中第三十八号を第三十九号とし、第三十七号の次に次の一号を加える。

三十八 国民健康保険法の施行に関する事
第五条第四項の表の地域保健課の項に次の一号を加える。

十九 国民健康保険法の施行に関する事（健康安全企画課の所掌に係る事項を除く。）
第五条第四項の表の地域福祉室の項の第二十一号中「生活保護法」の下に「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」を加え、同条第五項の表の健康安全企画課の項中第五十号を第五十一号とし、第四十九号の次に次の一号を加える。

五十 国民健康保険法の施行に関する事
第五条第五項の表の地域保健課の項に次の一号を加える。

十九 国民健康保険法の施行に関する事（健康安全企画課の所掌に係る事項を除く。）
第五条第六項の表の健康安全・衛生課の項中第六十三号を第六十四号とし、第六十二号の次に次の一号を加える。

六十三 国民健康保険法の施行に関する事

六十三 国民健康保険法の施行に関する事

第五条第六項の表の地域保健課の項に次の一号を加える。

十九 国民健康保険法の施行に関する事（健康安全・衛生課の所掌に係る事項を除く。）
第九条の表の総務企画課の項中第十三号を第十六号とし、第十二号を第十五号とし、第十一号の次に次の三号を加える。

十二 精神医療審査会に関する事
十三 精神障害者の自立支援医療費に関する事
十四 精神障害者保健福祉手帳に関する事

第九号の表のこころの健康課の項中第四号から第六号までを削り、第七号を第四号とし、第八号を第五号とし、第九号を第六号とする。

第十号の二の次に次の一条を加える。
（動物愛護センター各課の分掌事務）

第十号の三 動物愛護センターの各課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

課名	分掌事務
愛護企画課	一 公印の管守に関する事 二 文書の收受、発送、編集及び保存に関する事 三 職員的身分及び服務に関する事 四 庁舎等の維持及び管理に関する事 五 予算の執行に関する事 六 現金、有価証券及び物品の出納命令に関する事 七 諸収入の徴収に関する事 八 県有財産の維持及び管理に関する事 九 狂犬病予防法の施行に関する事 十 動物の愛護及び管理に関する法律の施行に関する事 十一 大分県動物の愛護及び管理に関する条例の施行に関する事 十二 その他愛護管理課の所掌に属しないこと
愛護管理課	一 狂犬病予防法の施行に関する事 二 動物の愛護及び管理に関する法律の施行に関する事 三 大分県動物の愛護及び管理に関する条例の施行に関する事

第十九条第三項の表の建築住宅課の項の第七号中「関する」を「関する」に改め、同項の第十二号中「（事業費八千万円未満のものに限る。）」を削り、同項の第十三号中「（延

面積の合計が一万平方メートル未満の施設に限る。）」を削り、同条第四項の表の道路課の項を次のように改める。

道路保全課

- 一 道路及び都市計画に関する調査設計及び工事施行に関する事(道路建設課の所掌に係る事項を除く。)
- 二 道路及び都市計画並びにそれらの附属物の維持補修に関する事
- 三 道路及び都市計画の災害復旧に関する事業の調査設計及び工事施行に関する事

第十九条第四項の表の道路保全課の項の次に次のように加える。

道路建設課

- 一 道路及び都市計画に関する調査設計及び工事施行に関する事(道路保全課の所掌に係る事項を除く。)
- 二 県営都市公園(大分スポーツ公園、高尾山自然公園及び大洲総合運動公園をいう。以下この項において同じ。)
- 三 県営都市公園及びその附属物の維持補修に関する事
- 四 県営都市公園の災害復旧に関する事業の調査設計及び工事施行に関する事

第十九条第四項の表の建築住宅課の項の第十二号中「(事業費八千万円未満のものに限る。)」を削り、同項の第十三号中「(延面積の合計が一万平方メートル未満の施設に限る。)」を削り、同条第五項の表の建築住宅課の項の第十二号中「(事業費八千万円未満のものに限る。)」を削り、同項の第十三号中「(延面積の合計が一万平方メートル未満の施設に限る。)」を削り、同条第七項の表の総務課の項第十四号を第二十号とし、第十一号から第十三号までを六号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の六号を加える。

- 十一 土地の等級及び価格の評定に関する事
- 十二 土地の買収に関する事
- 十三 土地の分筆に関する事
- 十四 土地所有権移転に伴う登記に関する事
- 十五 建築物、工作物、立木等の移転補償に関する事
- 十六 その他各種補償に関する事

第十九条第七項の表の企画調査課の項の第二十六号中「(事業費八千万円未満のものに限る。)」を削り、同項の第二十七号中「(延面積の合計が一万平方メートル未満の施設に限る。)」を削り、同表の用地課の項を削り、同条第十項の表の企画調査課の項の第二十六号

中「(事業費八千万円未満のものに限る。)」を削り、同項の第二十七号中「(延面積の合計が一万平方メートル未満の施設に限る。)」を削り、同条第十一項の表の建築住宅課の項の第十二号中「(事業費八千万円未満のものに限る。)」を削り、同項の第十三号中「(延面積の合計が一万平方メートル未満の施設に限る。)」を削る。

附則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第十条の二の次に一条を加える改正規定は、平成三十年十二月一日から施行する。

大分県訓令甲第二号

本 地 方 機 関
庁 機 関

大分県事務決裁規程(昭和四十三年大分県訓令甲第十一号)の一部を次のように改正する。

平成三十年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第二条第十号中「市町村振興監」の下に「地域福祉推進監」を加え、「社会参加推進監、防災危機対策監」を「危機対策監」に改める。

別表第一の一の表の六の項の部長の欄中第一号から第六号までを削り、同項の課長、所長及び室長の欄第一号中「第三十二条」を「第四十条第一項及び施行令第二十一条」に、「個人情報取扱事業者」を「個人情報取扱事業者等」に、「個人情報の」を「個人情報等の」に、「報告」を「必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に検査等」に改め、同欄中第二号から第七号までを削り、同欄第八号中「第十一条第四項」を「第二十一条第三項」に、「個人情報取扱事業者」を「個人情報取扱事業者等」に、「主務大臣の権限に属する事務を行った結果を主務大臣」を「個人情報保護委員会の権限に属する検査等事務を行った結果について事業所管大臣又は金融庁長官を経由して個人情報保護委員会」に改め、同号を同欄第二号とし、同表の十八の項の課長、所長及び室長の欄第十号中「第十七条の十四第六項、第九項及び第十二項」を「第十七条の十四第六項、第十一項及び第十六項」に改め、同表の二十三の項の部長の欄第一号中「臨時職員」を「臨時的任用職員」に改め、同項の課長、所長及び室長の欄第四号中「第四条第一項」を「第四条第四項」に、「総務部長」を「部局長」に、「長期臨時職員」を「臨時的任用職員」に、「採用」を「任用」に改め、同欄第五号中「第五条」を「第四条第五項」に、「短期臨時職員」を「臨時的任用職員」に、「採用する」を「任用する」に改め、同欄第六号中「長期臨時職員」を「臨時的任用職員」

に改め、同欄第七号中「臨時職員」を「臨時的任用職員」に改め、同項の班総括の欄第一号中「長期臨時職員」を「臨時的任用職員」に、「人事課長」を「部局長」に改め、同欄第二号中「人事課長」を「部局長」に、「長期臨時職員」を「臨時的任用職員」に改める。

別表第二の一の表の三の項の項目の欄中「職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則」を「職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則」に改める。

別表第二の二の表の二の項の地方機関の長の欄第一号中「第四条第一項」を「第四条第四項」に、「振興局長」を「部局長」に、「長期臨時職員」を「臨時的任用職員」に、「採用」を「任用」に改め、同欄第二号を削り、同欄第三号中「長期臨時職員」を「臨時的任用職員」に改め、同号を同欄第二号とし、同欄第四号中「臨時職員」を「臨時的任用職員」に改め、同号を同欄第三号とし、同欄第五号を同欄第四号とし、同欄第六号中「臨時職員」を「臨時的任用職員」に改め、同号を同欄第五号とし、同項の課長の欄第一号中「長期臨時職員」を「臨時任用職員」に改め、同欄第二号中「第二十条」を「第八条の二第四項」に、「振興局長」を「部局長」に、「長期臨時職員」を「臨時的任用職員」に改める。

別表第二の三の表の二の部の注2中「課長」を「課長」に改め、「含む。」の下に「、その他のかいについてはかい長」を加え、同表のホの部の注2中「課長」を「課長」に改め、「含む。」の下に「、その他のかいについてはかい長」を加える。

別表第二の四の表の一の項の物品出納員の欄第一号中「第十五条第四項」を「第十五条第三項」に改め、同欄第四号中「第四十四条」を「第四百四十四条」に改める。

附則
この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

大分県訓令甲第三号

- 本 庁
- 大 分 県 教 育 庁
- 大分県人事委員会事務局
- 大分県監査事務局
- 大分県警察本部
- 大分県労働委員会事務局
- 大分県議会事務局
- 大分県企業局
- 大分県病院局

委員会等の収入及び支出に関する事務等の決裁規程（昭和四十三年大分県訓令甲第十二号）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月三十日

別表第二の四の表の備品購入費の部中
大分県知事 広 瀬 勝 貞

仮契約締結済のもの及び用品調達特別会計で取り扱う用品の要求に係るもの

仮契約締結済のもの

を
に改

仮契約締結済のもの及び用品調達特別会計で取り扱う用品の要求に係るもの

仮契約締結済のもの

を
に、

全	全
額	額

全	全
額	額

を
に改

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。